

別紙

重要文化財柳之御所遺跡出土品梱包・搬送等業務仕様書

1 業務名

重要文化財柳之御所遺跡出土品梱包・搬送等業務委託

2 梱包場所・搬送区間

梱包及び搬出場所：柳之御所資料館（西磐井郡平泉町字平泉伽羅楽 108-1）

搬入場所：岩手県立博物館（盛岡市上田字松屋敷 34 番地）

3 業務期間 契約日～平成 31 年 6 月 7 日まで

4 梱包・搬送依頼品

別紙 重要文化財柳之御所遺跡出土品輸送資料一覧のとおり

5 業務の内容

(1) 資料の梱包作業

搬送資料一覧に示す資料の確認補助、資料梱包、運搬などの集荷業務全般

(2) 資料の搬送作業

柳之御所資料館から岩手県立博物館内指定収蔵庫への資料の搬送

6 搬送に要する物品

(1) 契約者が用意する専用の梱包資材に梱包した状態で搬送するものとする。

(2) 梱包に使用する材料は優良品を用い、梱包資料の実情にあわせて最適な資材を使用すること。

7 梱包・搬送手段

(1) 梱包について

ア 資料の取り扱いについては、生涯学習文化財課職員の指示に従い、充分注意して取り扱うこと。

イ 重要文化財の梱包及びその他の取り扱いに十分な経験を有する者を 1 名以上配置すること。

ウ 梱包作業は慎重かつ丁寧に行うこと。

(2) 搬送について

ア 搬送業務期間について充分な管理を行うこと。

イ 美術品専用車（エアサスペンション仕様）もしくはパワーゲート付きエアサスペンション仕様の運搬車を使用すること。

ウ 万が一、事故等が発生した場合は速やかに対処すること。

(3) 開梱及び資料の確認

ア 搬送業務終了後、直ちに梱包資料を開梱し、数量、破損状況等について確認すること。

イ 資料の開梱、確認については、生涯学習文化財課職員の指示に従い確認すること。

ウ 万が一、資料の紛失、破損が確認された場合、生涯学習文化財課職員の指示に従うこと。

エ 開梱後の資料配置については、生涯学習文化財課及び岩手県立博物館職員の指示に従うこと。

(4) 運搬資料の保険加入

- ア 搬送資料一覧に示す評価額に基づき、オールリスクタイプの保険に加入すること。
- イ 保険契約期間及び対象期間は梱包作業、運搬、配置作業を含む期間とする。

8 搬送業務の流れ

搬送日の7日前までに「搬送計画書」(任意様式)を生涯学習文化財課に提出し、確認を受けた上で、搬送を行うこと。搬送後は、「業務完了報告書」を速やかに提出し、確認を受けること。

9 留意事項

- (1) 事故の無いように安全に配慮し業務を進めること。
- (2) 搬送にあたり生じる資材代等、一切の経費は受託者の負担とすること。
- (3) 資料搬送に際しては細心の注意を払い、資料管理に万全を帰すこと。
- (4) 業務に含まれる損害保険には必ず加入し、資料運搬中の盗難や資料破損などの場合は全ての責任を負うこと。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項及び本仕様書についての疑義はその都度、担当者と協議すること。